

# 延英殿と宰相処罰

——唐文宗朝の疑獄事件を中心に——

松本保宣

## はじめに

筆者は以前、唐代の御前会議の制度について専著を上梓した。そこで主に論じたのは、唐代後半期に大明宮の延英殿で挙行される議政（奏対）制度である。<sup>①</sup>当該書はあくまで、制度の梗概と要点を論じた初歩的な研究であり、そこから波及する諸問題については、後考に期すといった次第でお茶を濁していた。そこで本稿では、言及できなかったテーマについて論じたい。今回取り上げるのは、延英殿という殿宇の象徴化である（同殿の位置は、図1・大明宮図参照）。

延英殿は宰相以下の諸官人が、皇帝と口頭で意見を交わす御前会議（聴政）の場であるが、その中核は宰相と皇帝の面談であり、その結果、延英殿と宰相が結びついて象徴化される。<sup>②</sup>宰相にとって延英殿は直に皇帝と意思疎通できる拠点であり、いわば彼らの特権を象徴する殿宇であったが、それと表裏の関係として、皇帝が発動する宰相の処罰・粛清にも同殿が関わった。いわば、皇帝と宰相の権力関係が交錯する場である。それを具体的な事件によって瞥見、考察したい。ケーススタディとして取り上げるのは、政変によって宰相が排除されることが繰り返された文宗朝と、その後の余波というべき諸事件である。

## 第一章 文宗朝の疑獄事件と延英殿

### （一）序説

文宗朝の一大事として人口に膾炙するのは、言うまでも無く大和九年（八三五）十一月壬戌（二十一日）に勃発した「甘露の変」である。宰相以下の朝官達（「南衙」と称される）が禁軍によって惨殺されるという衝撃的な事件は、宦官勢力（「北司」と称される）の覇権掌握と唐皇帝の「傀儡化」の論拠ともなった。<sup>③</sup>この事件で、延英殿が印象的に登場するのは、甘露のプロットが宦官達に露見し、文宗皇帝が禁中に拉致された直後の場面である。横山裕男氏「甘露の変始末」<sup>④</sup>による描写を見てみよう（傍線は筆者が附記、以下引用資料も同じ）。

謀事がならなかったと悟った李訓は従者の緑衣を脱がせて自分が着こみ、長安の街に馬を走らせながら叫びつづけた。

「わしは何の罪で宮中からおざけられるのだ。」

これを聞いた人々に、李訓がお尋ね者の身になったのだと疑う者はなかった。

宰相王涯・賈餗・舒元興の三人は、中書省に還り政事堂に集まったが、互に、「陛下は、延英殿に吾々をお召しになったとき、今日のような一件について相談をなされたことがあつたらう

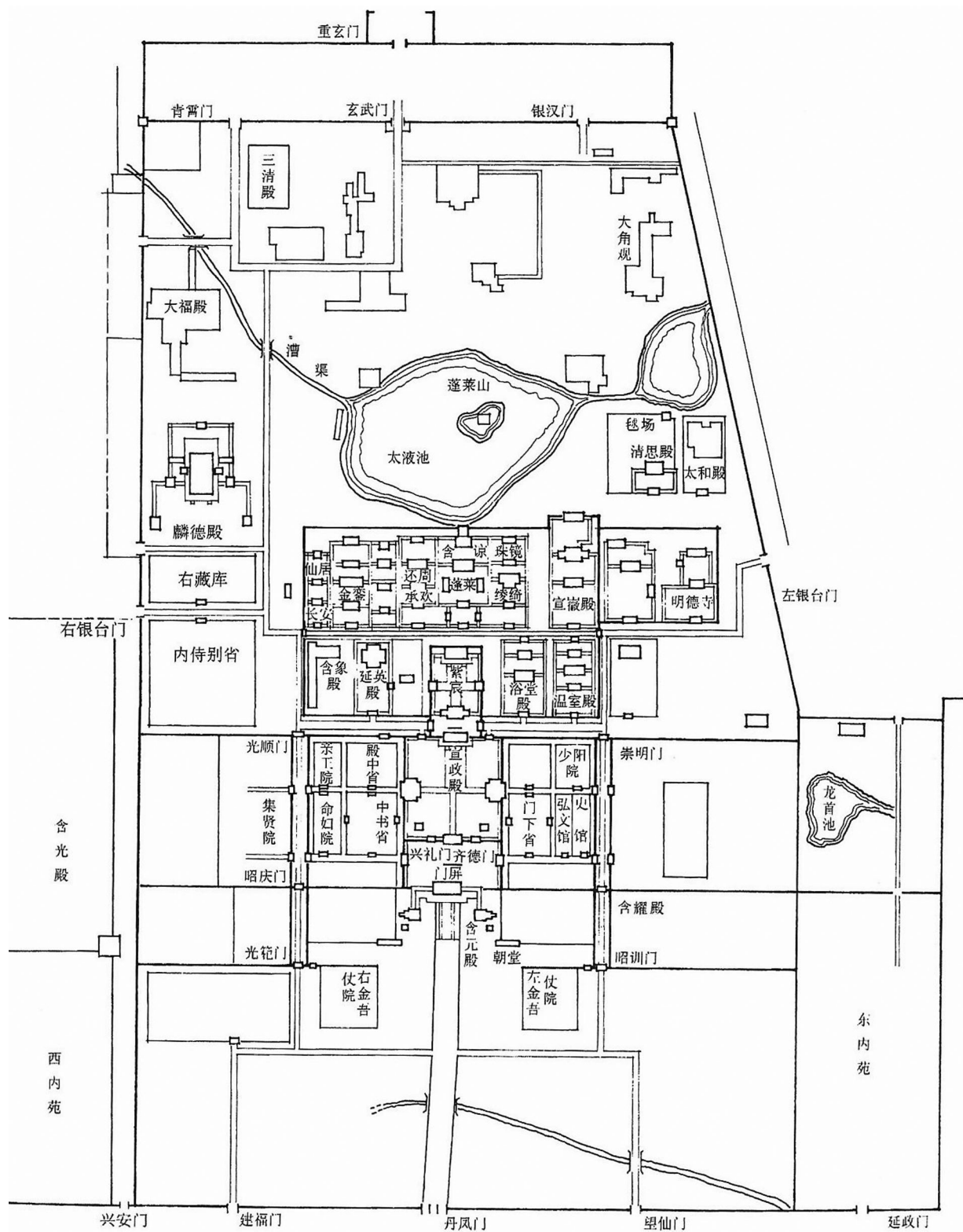


图1 大明宮図 傅熹年氏主編『中国古代建築史第2卷—三国、兩晋、南北朝、隋唐、五代建築—』（中国建築工業出版社、2001年）より

か。」

と言いたてるばかり。部下の官僚がやってきて、今日の出来事はどうしたことかとたずねると、皆一様に、何事も知らぬ、諸君がそれぞれに推測せよ、というばかりであった。

横山氏の記述の典拠は『資治通鑑』巻二四五、大和九年十一月壬戌の条であり、傍線部分にあたる『資治通鑑』の原文は以下の通りである。

王涯、賈餗、舒元興、還中書相謂曰、上且開延英、召吾屬議之。

筆者はこの一文について横山氏とは別の解釈をとりたい。すなわち「上、まさに延英を開き、吾が属を召して之を議せんとす」と読み下し、横山氏が延英殿会議を過去の出来事と見なすのに対して、筆者は「陛下は延英殿を（今から）開いて、自分たち宰相を召して（この変事について）議論するのではないか」と、これからの延英殿会議開催を期待する言辭として読解するのである。

筆者がそう解した根拠として、「非常事態下では、きつと延英殿を開く」という了解が彼ら宰相の間にあり、それは故事に基づくものと想定するからである。その故事とは甘露の変より遡ること四年前、大和五年（八三二）二月に起こった宰相宋申錫の貶謫事件である（以下「宋申錫事件」と記述する）。

## （二）宋申錫事件

登極以来、護軍中尉王守澄を筆頭とする宦官勢力に敵愾心を抱いていた文宗皇帝は、寒門出身の翰林学士宋申錫に心中を披瀝し、彼を宰相に抜擢して北司の肅清を図った。宋は王璠を京兆尹に登用し文宗の

密旨を伝えたところ、王璠はそれを王守澄一派に漏洩する。そこで王守澄の腹心鄭注が策を巡らし、神策軍都虞候豆盧著に「宋申錫が文宗の弟漳王湊の擁立を謀っている」と誣告させる。文宗はそれを信じて宋の誅殺に傾くが、朝官達の諫言によって最後は宋申錫の貶謫に落ち着くというのが、この事件の概要である<sup>5</sup>。その関連資料を纏めたのが表1である。

編年体史書であり時系列に見識ある『資治通鑑』を縦軸の筆頭に置き（A）、以下関連史料を列記したが、一覽してB『冊府元龜』巻六七〇、内臣部、誣搆所載記事が異様に詳細なことに気づく。同史料の記述は、新旧『唐書』各列伝の記述と共通の記載がまま見られるとともに、独自の記述もあり、史料ソースの観点から興味深い問題を提起しているが、本稿の主題ではないので後考を期したい<sup>6</sup>。

また、この疑獄事件は『資治通鑑』のやや簡略な記載が与える印象とは異なり、結論が出るまでかなり複雑な過程をたどっていることがわかる。以下、時系列に沿って事件の概略を整理したのが表2であり、舞台となった場所を整理したのが、表3である。禁中の皇帝常居の殿宇である浴堂殿が発端で（図1）、議事の場合が外廷の庁舎に拡大し、様々な規模・陣容の会議が開催されたが、中心となったのは延英殿である。同殿は禁中にありながら、南衙官人層が皇帝に謁見できる拠点であり、いわば外朝と内廷の接点であった。

また、表2に記載する議事が行われた2/29・3/3・3/4は、いずれも休日であり、紫宸殿での朝会儀礼（入閣）が挙行されず、君臣の面会は、休日でも随時開催できる延英殿が主な舞台となったのである。ちなみに間に挟まる⑧は朔日で、望日と併せて唐代後半期では聴政の無い日、⑨は偶数日で、これまた唐代後半期では聴政をお休みする日であり、則ち二月二十九日から三月四日まで、通常では聴政の無

表 1 宋申錫事件関連資料

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
年月	資治通鑑卷244	冊670、内臣部、 遷構(宋本[])	旧167、宋申錫	新152、宋申錫	旧175、穆宗五 子、懷懿太子湊	冊547、諫諍部、 直諫14	旧165、崔玄亮	旧唐書17下、文 宗下	新唐書8、文宗	冊547、諫諍部、 直諫14	旧163、王質	旧唐書諸列伝 その他
1		王守澄爲神策中 軍尉。			懷懿太子湊、穆 宗第六子。少寬 和溫雅、齊莊有 度。長慶初、封 漳王。	崔元亮爲左散 騎常侍、				王質、爲諫議大 夫、		
2	大和4年830 6月	上患守澄、敬宗 憲宗、敬宗憲宗 之黨、猶有在左 右者。中尉王守 澄尤專橫、招權 納賄、上不能 制。密與翰林 學士宋申錫言 之、申錫請漸除 其黨。上以申錫 沉厚忠謹、可倚 以事、擢爲尚書 右丞。	初、文宗常患中 人權柄太盛、自 元和、寶曆比致 宮禁之禍。及王 守澄之顯禁兵、 恃其宿衛、綴注 尤者、依恃守澄 之變、而王守澄 爲利、出入禁 軍、實官販權、 中外咸扼腕視 之。文宗雖知申 錫時居內廷、文 宗察其忠厚、可 任以事。當因召 言及守澄、無可 奈何。帝與外廷 朝臣謀去之、且 約命爲宰相、申 錫頓首謝之。未 幾、拜左丞、	帝惡宦官權重、 再致宮禁之變、 而王守澄爲利、 出入禁軍、實官 販權、中外咸扼 腕視之。文宗雖 知申錫時居內廷、 文宗察其忠厚、 可任以事。當因 召言及守澄、無 可奈何。帝與外 廷朝臣謀去之、 且約命爲宰相、 申錫頓首謝之。 未幾、拜左丞、	文宗以王守澄 深謀、欲盡誅之、 申錫欲與外廷 謀去之、且約 命爲宰相、申 錫頓首謝之。 未幾、拜左丞、							
3	7月11日	癸未(11)、以申 錫同平章事。	陰月、加平章 事。	陰月、進同中書 門下平章事。								
4			申錫素能謹直、 龍爲難避、時 到中書、剖論 循常、望實頗不 相副。									
5				乃除王璠京兆 尹、密諭帝旨。 璠備言、而守澄 黨聽注得其謀。								
6	大和5年831 2月	上與宋申錫謀 誅宦官、申錫引 吏部侍郎王璠 爲京兆尹、以密 旨諭之。璠准其 上、中略……上 弟漳王湊賢、有 人謀、淫令神策 都虞候豆盧瑑 誣告申錫謀反 漳王。	文宗大和五年二 月戊戌、守澄 守澄奏、得本軍 署候豆盧瑑著 書、告宰相宋 申錫謀反[未]後。	大和五年、遣軍 候豆盧瑑著書、 告宰相宋申錫 謀反。								
7												
8	2月29日	戊戌(29)、守澄 上以爲甚怒。守 澄即遣二百騎 圍申錫家、飛龍 使馬存亮圍守 曰、如此、則京 師自亂矣。宜召 他相與議其事。 守澄乃止。		守澄持奏浴堂、 將遣騎二百騎 圍申錫家、臣 存亮等獨申錫 召然、京師豈足 能對。			文宗大[大]和 五年二月晦、神 策中尉王守澄 奏、得本軍署 候豆盧瑑著書 告宋申錫、與 十六宅漳王謀 反。			太[大]和中、王 守澄播陷宰相 宋申錫、	大和中、王守澄 播陷宰相宋申 錫、	
9			帝命中人急召 宰相赴延英、中 人私第、至安邑 北街、馬奔之、 即於里第、易所 乘馬、趨以復命。		時二月晦、羣司 皆休、中人馳召 宰相、馬奔之、 易所乘以復命。							
10		是日、旬休、	是日、									
11		遣中使悉召守 相至中書東門、 中使曰、所召無 宋公、申錫始知 獲罪、望延英、 以笏叩頭而退。 上以守澄所奏、 相顧愕然。	宰相牛僧孺、宋 宗閣、旬休在私 第、所召無宋公 申錫始知獲罪、 望延英、以笏叩 頭而退。隨等至 帝所、隨等相顧 愕然。	申錫與牛僧孺、 宗閣、中書、中 人、所召無宋公 申錫始知獲罪、 望延英、以笏叩 頭而退。隨等至 帝所、隨等相顧 愕然。								
12			初、守澄於浴堂 以鄭注所撰[構] 告於帝、登時、 將以二百騎、又 將以二百騎、就 構之家。會內官 馬存亮、同入見 於帝、今議、不 召守澄、守澄不 能、京師自亂、 乃止。	初、守澄於浴堂 以鄭注所撰[構] 告於帝、登時、 將以二百騎、又 將以二百騎、就 構之家。會內官 馬存亮、同入見 於帝、今議、不 召守澄、守澄不 能、京師自亂、 乃止。								
13	3月1日	己亥(1)	三月己亥(1)、									



32												<p>◇人為大理卿。會宋申錫事起，獄自內出，卒無證據。是時王守澄之威權，鄭元通之寵勢，雖宰相重臣，無敢言其與京兆尹崔瑄上疏，請出造事者，付外考驗其事，別具狀聞。由是獄情稍釋，申錫止於貶官，中外翕然推重之。《日165、王正雅》</p> <p>◇京兆尹，宋申錫為議所危，言敢辨者，瑄與大理卿王正雅固請出獄付外，與衆治之，天下重其賢。《新182、崔瑄》</p>
33	3月5日	癸卯(5)、	翌日癸卯(5)、					癸卯、	癸卯、			
34		貶漳王濬為果縣公、宋申錫為開州司馬。	詔、漳王降封果縣開國公。又詔、宋申錫可守開州司馬，外置同止員、仍馳驛發遣。	文宗意稍解、貶申錫為右庶子、再貶申錫為開州司馬。	帝悟、乃貶申錫開州司馬、從而百為流死者數十人、擢盧著著殿中侍御史。	制曰、王者教先人愛、義不遺親、豈於同氣之中、可致異詞之間。如或慎修不至、誑語有聞、構為禍階、犯我邦紀、不加極寬、尚屈彝章。漳王濬手足之親、盤石是固、居蒙寵秩、列在厥序。頃多寬贖生之心、亦滿盈生圖、謀識聯化、彰于外朝、初駭予衷、再驚羣聽。尚以未具審慎、建侯之命、降封下、上令申使齎果縣公、制申錫、就宅須臾。	申錫遂免死、貶開州。			詔漳王濬可降果縣公、右庶子宋申錫開州司馬同止。	降封漳王濬為果縣公。	
35		存亮即日請致仕。	內官飛龍使開府儀同三司馬存亮、表請致仕。									
36			初、守澄奏、據當軍回正將兼衛尉侯豆盧著狀、告內品官、與前十六宅宮市、與相宋申錫親事王師文等、同謀反逆、拜并取、受宋申錫、稱與漳王、兼受漳王信物等。									
37			臣准告狀、追疑敬則等推問、或承伏取受、及得文証、證人主人、實物牙部、及見及敬則從十六宅院取信、累路往、當門司、所、由、十六宅、官張忠榮等、不告報官司、各得款狀。									
38			百姓朱調得款、稱取受絹五百二十疋、銀五挺。									
39			又實得朱調狀、稱先與宰相宋申錫親事王師文知聞多時、因語誑次、其人稱伏狀、宋申錫多年本使、聖人多疾、文華成立、其次合託日之事。									







74						獄自内起、京師震懼。	獄自内起、京師震懼。							
75						玄亮首率諫官、詣延英請對、於[與]帝往復數百言。	玄亮首率諫官、十四人、詣延英往請對、與文宗往復數百言。							
76						帝初不省其諫、欲置申錫於法。	文宗初不省其諫、欲置申錫於法。							
77						亮[玄亮]泣奏曰、孟軻有言、殺人曰殺之、天未嘗曰殺之、未可也、卿大夫皆曰殺之、未可也、天下皆曰殺之、未可也、然於法、方置於法、今至聖之代、教一見庶人[仁]、尚須合於典法、况無辜殺一宰相乎。臣為陛下惜天下法、實不言[言]詆、俯伏鳴咽。	玄亮泣奏曰、孟軻有言、殺人皆曰殺之、未可也、卿大夫皆曰殺之、未可也、天下皆曰殺之、未可也、然於法、方置於法、今至聖之代、教一見庶人、尚須合於典法、况無辜殺一宰相乎。臣為陛下惜天下法、實不言[言]詆、俯伏鳴咽。							
78						帝為感痛。	文宗為之感悟。							
79	大和7年833 7月	申錫竟卒於貶所。	七年七月、卒於開州。詔曰、申錫雖不能周慎、自抵憲家、聞其亡歎避荒、良用悲憫、宜許其歸葬鄉里、以示寬恩。	七年、感憤卒、有詔歸葬。		玄亮繇此名重於朝、七年、宰相以弘、便其校所請、乃授檢校左散騎常侍、罷農、遂其所請、中外嘆息[惜]。	玄亮由此名重於朝、七年、宰相以弘、便其校所請、乃授檢校左散騎常侍、罷農、遂其所請、中外無不歎惜。			實為中人側目、執政出為澠州刺史、	實為中人側目、執政出為澠州刺史、			
80	大和8年834					八年薨、贈封齊王。								
81	開成元年836 9月		開成元年九月、議復申錫正書門大夫、同中書門下平章事、兼仍為城固縣尉。	開成元年、李石因延英召對、陛下之政、皆承天心、人備原言、帝備悟者計、惟申錫之往、帝亦忠者計、其失、而詐謀漢不坐此、因道復右平章事、贈兵部尚書、錄其子慎微為城固尉。										
82	開成3年838 正月					鄭注伏誅、帝思被陷而心傷、開成二年正月、謂曰、哀善備終、王者常典、況我友于之愛、永言痛悼之懷、用錫元良之命、故齊王孫學羅天子、擢秀本枝、孝敬知於孩提、惠和治於親愛、將固磐石、遂分茅社、學探藏術之妙、好書樂善、造次不失其清規、置禮尊師、風雨不忘其至敬、方期台希、以保怡怡、天胡不仁、曷我同氣、念周官好愛之分、長衡莫道、覽魏文榮樂之言、軫懷無已、由是借諸前典、式展追榮、特峻彝章、表恩泉壤、雖命之倫、俄頃爾、而天倫之恨何極、遐想幽魂、宜膺寵數、可贈懷懿太子、有司擇日冊命。								
83	會昌2年842				會昌二年、賜諡曰貞。									

表2 宋申錫事件の推移

		事件概要	備考	表1の番号
2月29日 晦日	[1]	護軍中尉王守澄が、宋申錫と漳王湊の謀反を奏上		6~8
	[2]	王守澄、浴堂殿にて200騎で宋申錫の家を屠ることを提議		8・12
		→飛龍使馬存亮の反対で断念。南衙宰相の協議開催を決定	文宗と北司の会議	8・12
	[3]	文宗、宋申錫を除く宰相を延英殿に召集し、王守澄の奏状を示す	旬日（休暇の日）に宰相を急遽召集（非時召対）	11
3月1日	[4]	王守澄、文宗の命で十六宅及び宋申錫関係者を逮捕し、禁中で鞠獄	禁中での詔獄	14
3月2日	[5]	宋申錫を右庶子に降格		16
3月3日 上巳休日	[6]	宰相、中書（中書門下）に入る		18
	[7]	文宗、延英殿に出御、宦官を派遣して勅旨を宣す		18
	[8]	師保・僕射・尚書丞郎・散騎常侍・給事中・諫議大夫・中書舍人・御史中丞・京兆尹・大理卿を召集し、中書（省？）と集賢院で事案の検討を命じる	三師・三公・両省官・御史中丞・京兆尹・大理卿による集議	18
	[9]	京兆尹崔瑄・大理卿王正雅、上疏して内獄から外廷に案件を出すことを主張	治安・司法関係者の抵抗	20・32・60
	[10]	晏敬則等自供し、獄案成立		22
3月4日 国忌の日	[11]	宰相が中書に出勤		25
	[12]	延英殿召対	休日に非時延英召対（宰相）	25
	[13]	三師三公以下台省府寺大臣（昨日の議事官）を延英殿に召対 →文宗自ら諮問	休日に非時延英召対（高官）	26
	[14]	両省の諫官が請対→正午過ぎに延英殿に召対	非時延英請対（両省諫官）	27
	[15]	崔玄亮ら諫官の諫言→文宗の態度軟化	諫官の延英殿における直諫	28
	[16]	文宗、宰相を延英殿召対	非時延英召対（宰相）	29
	[17]	宰相牛僧孺の諫言		30
			宰相の諫言→北司勢力の妥協	31
3月5日	[18]	漳王湊の降格・宋申錫の貶謫決定		34
	[19]	飛龍使馬存亮の致仕		35

表3 宋申錫事件 議事の場

前掲事件概略のナンバー	日付	場所	議事構成員	その場での出来事	備考
[2]	9月29日	浴堂殿	文宗・北司	疑獄の発端	旬休の日
[3]		延英殿	文宗・宰相	疑獄の公表	
[6]	3月3日	中書	宰相	宰相達の待機	上巳の休日
[7]		延英殿	文宗	文宗、宦官を派遣して勅旨を宣す→集議を発令する	
[8]		中書省・集賢院	群臣	群臣の集議	
[11]	3月4日	中書	宰相	宰相、休日出勤、待機	国忌で休日
[12]		延英殿	文宗・宰相	集議を発令する	
[13]		延英殿	文宗・宰相・高官	文宗、宰相・高官へ試問	
[15]		延英殿	文宗・両省諫官	諫官の諫言奏上	
[16][17]		延英殿	文宗・宰相	宰相の諫言→最終的な意思決定	

禁中	浴堂殿	皇帝常居の殿、極秘奏事の場
	延英殿	皇帝の発令と、外廷臣僚との協議の場

外廷	中書（中書門下）	宰相府
	中書省	外廷官僚の集議の場
	集賢院	

	皇帝・宦官（北司）の協議
	皇帝・朝官（南衙）の協議

い日程であった。従つてこの間に御前会議を開催するとなれば、必然的に皇帝の発意で臨時に召対するか（非時召対）、臣僚の發議で臨時に皇帝に面会を求める（非時請対）か、どちらかであり、いずれにしても定例の会議ではない。

宋申錫事件における御前会議（開延英）開催の方式

皇帝による召対（特召）…〔3〕〔12〕〔13〕〔14〕〔16〕

※2/29・3/3・3/4は休日…延英殿の非時開催

臣僚による請対…〔14〕↓「非時請対」

次に、表1・2に基づき宋申錫事件における意思決定の過程について見ていこう。

### 二月二十九日晦日

浴堂殿において、皇帝と北司首脳との会議が開催される。文宗が王守澄の誣告を受容したところ、王は直ちに禁軍を出動させ、宋申錫の家を屠ることを提案した。これに対して飛龍使の馬存亮が反対意見を述べる（表1-8-A、表2-1-2）。

戊戌二九日、守澄奏之、上以為信然、甚怒。守澄欲即遣二百騎屠申錫家、飛龍使馬存亮固爭曰、如此、則京城自亂矣。宜召他相與議其事。守澄乃止。

すなわち、禁中の皇帝と北司の協議のみで、禁軍の武力行使による宰相族滅が引き起こされる可能性があった。随分と乱暴な話であるが、先代敬宗皇帝の治世中に勃発した張韶の乱（長慶四年八二四年四月）において、宮中で勃発した反乱を護軍中尉率いる神策軍が迅速な出動によって鎮圧した実績と、他ならぬ文宗自身が王守澄ら北司・禁軍の武

力クーデターと皇族粛清によって擁立された（宝曆二年八二六年十二月）ことが、禁軍の軍事行動のハードルを低くしていたと思われる。<sup>10)</sup>それを阻止したのは高位の宦官である馬存亮の反対、つまり北司内部の意見対立であるが、「此くの如くせば、則ち京城自ずから乱れん。宜しく他相を召して與に其の事を議すべし」という言辞は、案件処理を南衙朝官達の関与へと導くものであり、彼の政治的立場の如何に関わらず良識的な発言であったといえる。<sup>11)</sup>

かくて、休日の宰相召対となったが、宰相陣の一員であった宋申錫は召集から漏れており、それによって事態を悟った宋は延英門を望見して退く（表1-11）。延英殿の正門である延英門は皇帝への関門であり、それ自体が皇帝の存在を象徴していたといえる。

文宗は延英殿にて路随・李宗閔・牛僧孺の三宰相に豆盧著の告發状を提示した。これが宋申錫事件における第一回の延英殿議政であるが、三宰相は驚愕するのみで具体的な議論がなされたという記述はない（表1-11、表2-1-3）。翌三月一日は、湊王と宋申錫の関係者が神策軍によって捕らえられ、内侍省の鞠獄によって獄案が成立した（表2-1-4）。<sup>12)</sup>これを受けて二日に宋申錫が左降される（表1-16、表2-5）。

### 三月三日

この日は上巳の休日であったが、文宗は延英殿に出御し、宦官を派遣して勅旨を宣示し（表2-1-7）、百官集議の開催を命じた。召集されたのは三師クラス、僕射以下の尚書省幹部、中書・門下両省の諫官と給事中・中書舍人、御史中丞、京兆尹、大理卿であり、中書省と集賢院の二箇所を会場として挙行された（表1-18、表2-1-8）。参加メンバーは大略三省官と司法・監察官である。この際、宰相は事前に中書

(中書省内の「中書門下」≡宰相府)にいたので、集議に参加していた可能性がある。表1-20A、表1-32D・Lによると、宰相たち重臣が沈黙する一方で、京兆尹と大理卿が上奏文を連ね、獄案を禁中から外廷に出して再度取り調べを行うよう要請したが(表2-9)、或いはこの集議の際の行動かもしれない。

### 三月四日

この日は国忌でやはり休日であったが、宰相達は中書で待機していた。文宗皇帝は延英殿に出御して宰相達を召対すると、昨日の集議参加人員を延英殿に召して諮問することを命じた(表1-26、表2-12)。前記京兆尹・大理卿の上疏が功を奏したのであるが、百官集議のメンバーを再度召集し、自ら諮問したのであるから、集議が御前会議に移行したと言える。

この際の召対メンバーの反応は定かではないが、午後になるとメンバーの中から散騎常侍以下の両省諫官が請対し、再度、延英殿に召対された(表1-27、表2-14)。彼ら諫官は疑獄が禁中で処理されることとの不当を訴えたが、文宗は宰相・高官との審議が終了しているとして、否定的な態度をとった。これ以前の「公卿・大僚」は宋申錫の弁護に消極的であったことがうかがえる。納得しない諫官一同はなおも諫争し、結果、文宗は折れて宰相との再度協議を約する(表1-28、表2-15)。

再び延英殿に招待された宰相達のうち、牛僧孺が宋申錫を弁護し(表1-29・30、表2-16・17)、そうした姿勢に鑑みた誣告の首謀者鄭注が妥協したことで宋申錫の誅殺は免れ、貶謫となった(表1-31)。<sup>14)</sup>

以上、宋申錫事件における意志決定過程は、御前会議と百官集議から構成されることがわかる。南衙朝官達の議事の機会は総計八回であ

る(表2-3[6][8][11][12][13][14][16])。

御前会議五回：[3][12][13][14][16]

百官のみの集議一回：[8]

宰相府での宰相会合二回：[6][11]

延英殿に文宗が出御したのは前後六回、そのうち五回は臣僚との協議で御前会議にあたる。残る一回[7]については後述する。

百官集議は二回開催され([8][13])そのうち一回([13])は文宗が臨席しているので、むしろ御前会議の範疇に入り、伝統的な百官集議は一回となる([8])。<sup>15)</sup>

さて、「7」の文宗皇帝単独での延英殿出御と下命であるが、筆者は代宗皇帝の故事を踏まえたものと考ええる。

大暦十二年(七七七)三月二十八日、代宗皇帝はかねてから計画していた専権宰相元載に対する肅清を発動し、延英殿に出御すると彼らの捕縛を命じた。その際、延英殿にて命を受けたのは外戚の金吾將軍吳湊であり、政事堂(中書門下のこと)にて宰相元載一党を捕らえ、外廷の高官達に命じて鞠獄を開始した。その際、延英殿から宦官を派遣して、取り調べを自ら指揮したという。<sup>16)</sup>

これに対して文宗の場合、突発的な獄案発生であり、後述するような慎重な性格もあつて百官の集議を下命したものであろう。御前会議ではなく、皇帝が単独で延英殿に出御し、宦官などを通じて外廷を指揮する点で両者は相似ている。内廷と外廷の結末点である同殿は、宰相肅清を指揮する拠点として機能した。

一方、北司が宋申錫誅殺を断念したのは、度重なる集議及び延英殿御前会議の開催によって文宗の方針に揺らぎが生じたことによる。まず、三月三日集議をきっかけとして、京兆尹・大理卿ら治安・司法官僚が各々の職責の立場から反対し、それが翌四日の延英殿諮問会議に

繋がる。そして皇帝と直に対面して、現状についての「感覚」を把握したのである。諫官たちは、非常時の面会要求（非時請対）<sup>17</sup>によって、再度皇帝面前に至り道義に訴える諫言を行った。こうした臣僚の行動に乗った宰相の説得が決め手となったのである。

この一件における意思決定では、伝統的な百官集議が異論提起のきっかけであるが、それに連動して延英殿御前会議に移行して結論が出ており、文宗皇帝の個性故であろうが、官僚達の面前に出て意見聴取する姿勢が目立つ<sup>18</sup>。また、文宗は一旦、外廷南衙に事案の処理を委ねると、かなり慎重な審議・意見聴取を実行している。延英殿を通じて皇帝と南衙朝官達とのコミュニケーションは、曲がりなりにも機能しており、宦官勢力の恣意的な軍事力の発動は抑止された<sup>19</sup>。

以上の宋申錫事件に関わる事案処理の過程が、一種朝廷の故事となり、四年後の王涯らの態度「文宗皇帝は延英殿を今から開いて、自分たち宰相を召して変事の一件について議論することを予測（期待）する」に繋がるのである。

しかしながら甘露の変においては、

士良等知上豫其謀、怨憤出不遜語。上慙懼不復言。士良等命左右神策副使劉泰倫、魏仲卿等、各帥禁兵五百人、露刃出閣門討賊。<sup>20</sup>

というありさまで、護軍中尉仇士良ら宦官によって禁中に連行された文宗は指導力を失い、続く神策軍による宮城内の殺戮、さらには長安城内の騒乱状況が現出した。「則ち京城自ずから乱れん」という大和五年の馬存亮の予言が現実のものとなったのである。

### （三）付論―その後の文宗と賀蘭進興事件―

従来、甘露の変以後の文宗、ひいてはその後の歴代唐帝を宦官勢力の傀儡とみなす見解が存在するが、筆者はそれに対して異議を提示し

てきた。<sup>21</sup>甘露の変後の開成年間においても、文宗皇帝が勤政の態度を堅持（かつ顕示）し、聴政すなわち御前会議に熱心に取り組んだことにそれが現れている。筆者の旧稿に基づいて文宗皇帝の甘露の変後の施策を箇条書きにすると以下ようになる。<sup>22</sup>

A 紫宸殿での朝会儀礼（入閣）終了後の御前会議（仗下奏事）に、

起居郎や起居舍人といった記注官を残留させ、議政の次第を記録させることとし、その後、しばしば宰相退出後に彼ら起居官に諮問した。「大和九年（八三五）十二月三日の勅」

B 従来、聴政が行われていなかった毎月朔・望日に刑法官を召対して諮問することにした。「大和九年十二月の勅」

C 紫宸殿朝儀の際の諮問要員である「待制官」の奏対の儀注を作成し、有名無実化していた同制度を活性化させた。「開成元年（八三六）正月九日の勅」

D 待制官とは別に新たな諮問要員「祇候官」を創始する。「開成元年三月の措置」

E 新任刺史の「中謝」（宮中で謝恩儀礼）を厳格に実行し、さらに従来の延英殿の他に紫宸殿でも挙行し、地方長官の人事を皇帝が確認する姿勢を示す。「開成元年閏五月・開成三年（八三八）二月の勅」

以上、文宗の諸々の施策は、御前会議の場として延英殿の他に、従来有名無実化していた紫宸殿を活性化した上で、官僚達と対面で行う諮問制度の強化（A B C D）、宰相主導の地方長官人事に対して、自ら面接確認を行い（E）、自己の勤政ぶりを後世に顕示するための仕掛け（A）でもあった。すなわち宋申錫事件で發揮された、官僚達に

直に意見聴取する彼の性向を制度化したものと云える。

当然の事ながら、これらの方針は「跋扈」する宦官勢力の恣憑によつたなどとは考えられず、<sup>23</sup>文宗個人の意図に基づくものと想定できる。それを裏付ける傍証が次に述べる疑獄事件である。

それは、開成四年（八三九）、左神策軍護軍中尉仇士良が告発した「妖賊」賀蘭進興を、文宗皇帝が自ら内殿にて取り調べたという一件である（以下「賀蘭進興事件」と呼称する）。その事件の詳細は『冊府元龜』卷五四七、諫諍部、直諫一四に記載があり、以下、出来事毎に番号を振り改行するなどして、記述を整理して掲載する（傍線は筆者附記）。

高元裕為御史中丞時、開成四年、

①左神策軍護軍中尉仇士良奏、得百姓趙倫狀、告造妖賊賀蘭進興并徒黨五十九人、妄說禍福、附會議書、欲謀大逆、軍司追捕推勘、各得伏款。

②文宗慮冤濫、召於宣和殿、親自鞠問。

③然付軍司、令於東市狗脊嶺、集衆斬決。

④元裕上疏、其略曰、伏以、左神策軍所推妖囚、訪聞、其徒結黨聚衆、恣為兇狡、合就嚴刑。臣亦料軍中推窮、必得情實。然獄宜公共、刑貴正名。今刑部・大理、皆是陛下掌獄之官、都不關知、便成其獄。三尺之法、無所憑依。伏乞以元惡三人、付大理寺、重加覆問。若無同異、便正刑書。則凡在中外、皆知事。歸有司、不廢彝典。彰陛下慎刑之意、快兆人共棄之心。臣忝風憲、得議刑政事、關國體、不敢不論。

疏入、未報。

⑤起居舍人魏謩上疏曰、臣伏聞、傳說宮中捕捉造妖徒黨、在外人

情洵洵、深所不安。恐涉誣誤之嫌、或爰愛憎而起。況事出軍鎮、未經臺府。咸懷斯懼、通不保生滋蔓。儻深為患不小、今切在早去枝葉、不遺蔓延。嗚呼、如事繫軍人、即委軍中推勘。如名該百姓、宜從府縣鞠尋。冀各盡情、免稱冤死。臣伏以、當今聖代不宜有陷平人。如罪狀昭然、始可從法。其間輕重須有等差。臣竊知、陛下近對法官、必將訪獄。臣伏想、此際官吏、豈能直言、如能直、即皆戴胄之守職也。且獄不在有司推劾、法官亦焉得細知。伏以陛下愛育生靈、不欲一物失所。此則事關刑戮、不可輕易處置。臣深慮、且夕詔下、忽有冤人。既當發生之時、切要審令詳覆。成陛下好主之德契、前哲恤刑之心。伏請重勅法司再令疎理。豈惟全其大體、冀不紊於刑。

章疏奏上。

⑥遽降中使、宜令且停斬決。

⑦詔、軍司所推鞠、妖賊賀蘭進興等五十九人。昨令宰司詳覆、推狀款驗、節目竝無參差。緣是妖逆之徒、不同尋常刑獄、便令裁斷、冀免停留。今高元裕及魏謩等論奏、請付法司覆問、重慎刑辟、與衆棄之。斯亦舊章、雅當依允。其妖賊徒黨、除白身及官健四人、依前軍中及狀內推勘、餘竝宜付御史臺重覆。限三日內聞奏。

⑧翌日、臺司奏、差侍御史王初、重覆。與軍中所申無差。遂依前勅処置。

⑨先是、藍田縣百姓賀蘭進興、聚集鄉村百姓、為念仏會。因之妄有妖語。

軍鎮捕捉、橫及無辜、以要財賄、貧者多至自誣。及付臺之後、皆望有所申明。

然而推官怯懼、迎風聽從、不敢異同其事、人皆惜之。

この記事を整理すると、以下のようなになる。

- 〔1〕左神策軍護軍中尉仇士良が検挙した「妖賊」賀蘭進興〔1〕を、文宗皇帝が自ら宣和殿にて取り調べる〔2〕
- 〔2〕宰相の詳覆〔7〕
- 〔3〕神策軍に処置を委ねて斬刑に処す〔3〕
- 〔4〕御史中丞高元裕・起居舍人魏晞の抗議〔4・5〕
- 〔5〕処刑を止め、御史台に重覆させる〔6・7〕
- 〔6〕結局、前勅によって処分〔8〕
- 〔7〕事件の解説と、識者の意見〔9〕

〔7〕の解説文によれば、藍田県の百姓賀蘭進興が、念仏会の場で「妖語」を発し、それを軍鎮が摘発したが、捜査の過程で軍人が賄賂を要求したので、それを払えない貧者が巻き込まれることが多かった。案件が御史台の審覆に附された〔5〕ことで、識者はそうした冤罪が晴らされるものと期待したが、担当の侍御史が怯懦で軍司の言い分に従ってしまい、失望を招いたということである。

要するに仇士良配下の禁軍の横暴を、文宗も南衛も正し得なかった、という失敗の顛末であり、皇帝・南衛の無力を印象づける事例ではある。しかし、その過程に注意すると、文宗が主体的に内殿「宣和殿」で自ら取り調べた〔2〕と云うのであるから尋常では無い。

⑤の魏晞の上奏文に言う「陛下近ごろ法官に対し、必ず將に獄を訪ねんとす」とあるのは、前掲開成年間の施策Bの刑法官召対を指しており、間接的にその制度が継続されていたことを裏付けるが、こうした文宗の刑獄に対する関与の実践が、宣和殿での「取り調べ」に結びついた可能性がある。また起居舍人魏晞は文宗が重用した官僚であ

り、前掲開成年間の施策Aで文宗の諮問を受けていた。開成年間の諸施策は決して空文ではなく、現状に幾ばくかの影響をもたらしていた。

さらに、この疑獄事件は、結末は異なるものの前半部分において、

宦官の摘発↓皇帝の親裁・是認↓宰相の追認↓御史台の反発・抗議（南衛司法官司の抵抗）↓起居舍人の諫言（広義の諫官的活動）↓皇帝・北司の妥協（則ち事案の南衛への移管）

という過程をたどり、前掲宋申錫事件と類似の構図を描いている。要するに甘露の変以降の南衛権力回復の努力の一環と見なせる。疑獄の結末は決して大団円と言えないが、宦官勢力（北司）の独覇と、皇帝・朝官（南衛）の従属といったイメージに修正を迫る事案である。

## 第二章 文宗朝以後の余波

前章（三）付論で述べた如く仇士良ら権宦にいくばくか抵抗した文宗は、その没後、しつべ返しに遭う。文宗が後継者に指名していた陳王成美は、その後見人的立場の枢密使劉弘逸・薛季稜もろとも肅清されてしまい、文宗の弟武宗が仇士良一派によって擁立されるからである。そして仇士良及び新皇帝武宗の標的はさらに劉弘逸・薛季稜と連携していた前宰相楊嗣復・李珣に向かう。この両前宰相の処罰案を本稿では仮に「楊嗣復・李珣事件」と呼称する。



## (一) 楊嗣復・李珣事件

当該事件の顛末を『資治通鑑』卷二四六、会昌元年三月の条によって纏めたのが、表4である。『資治通鑑』本文の記載は1～15までで、以下胡三省注所引『資治通鑑考異』には、資料ソースの一つ李德裕撰『文武両朝献替記』(以下、『献替記』と呼称する)が引用されている(①～⑬)。以下に事件の概略を示す。<sup>28)</sup>

### 三月二十四日

この日、枢密使劉弘逸・薛季稜が誅殺され、貶謫されていた楊嗣復・李珣二宰相誅殺の使者が派遣される(表4-2)。『献替記』では、李德裕はこの日に諫争の上奏文を執筆している(表4-②)。

### 三月二十五日

李德裕・崔珙・崔郾・陳夷行ら四宰相が三回上表して諫争する(表4-4)。これについて、『献替記』では李德裕が他の三宰相に昼食を取らせ、自身は自室で開延英を請求する上奏文を執筆したと記している(表4-④)。『資治通鑑』によると、彼は枢密使を中書に呼んで、上奏文を上奏させた(表4-5)。

この上奏文中において、李德裕は文宗朝の宋申錫事件を引き合いに出して諫めており、宰相に謀ること無く、直ちに中使を派遣しての処刑を批判し、延英殿開催を請願している(表4-5)。

『献替記』では、この前後の事情がやや異なり、第一の上奏文を上呈しても皇帝の返答は無く(表4-⑤)、午時になって第二状を上する(表4-⑥)と共に枢密使を中書に招いて事実確認をしている(表4-⑦)。その場で誅殺の対象が楊嗣復・李珣兩名であることが明らかにされたので(表4-⑧)、宰相への事前の諮問なく断行されたことを批判し、延英殿開催の請願を枢密使に託している(表4-⑨)。

晡時(『献替記』では申時、午後四時ごろ)に、延英殿が開かれ宰相達が召対された(表4-6・⑩)。『献替記』の記述では、この際、李德裕は他の宰相及び両省官達を集めて自重を求め、この事態を打開するのは自分しかない時まで述べている(表4-⑪)。

延英殿での説得の様子は『資治通鑑』本文の方が詳細で(表4-7～11)、この際、宰相が皇帝御前で着座するか否かを楯にとつて諫争しているのが興味深い(表4-8・9)。<sup>30)</sup>

「特に卿らの為にこれを釈す」(表4-10)という武宗の允許のあと、武宗の愚痴とそれをたしなめる李德裕のやりとりが続く(表4-12～14)。『献替記』では、李德裕を通じて丞郎・両省官達に皇帝の裁断を宣示させた(表4-⑬)。最後に中使の召還、二人の元宰相の貶謫が述べられる(表4-15)。

この事件は要するに、専権宦官仇士良とさらには武宗皇帝の意図に宰相陣が挑戦し、それを阻止したというものである。朝官達にとつては、先述の賀蘭進興事件よりも困難な案件であったが、その成果もたらされた要因は何故であろうか。

「1」事の重大性。北司と皇帝の一存で前宰相が誅殺されるというのは、現宰相陣にとつても看過し得ない問題である。宋申錫事件や甘露の変等の前代の教訓に鑑みると、将来自分たちに跳ね返ってくる可能性があり、李德裕達にも深刻な状況である。<sup>31)</sup>

「2」宰相主導。「1」の理由からこの案件は宰相が主体的に当たった。宋申錫事件は、最終局面で宰相牛僧孺が重い腰を上げたものの、司法官及び諫官達が主に抗議活動にあたり、賀蘭進興事件も同様であったが、李德裕は両省官(主に諫官)に自重を求め、宰相陣で説得に当たった。これに対する武宗の反応は、『新唐書』卷一八〇、李德裕伝に、

表4 楊嗣復・李珣事件

	日付・備考	概略
1	会昌元年(841)3月	初、知樞密劉弘逸、薛季稜有寵於文宗、仇士良惡之。上之立、非二人及宰相意、故楊嗣復出為湖南觀察使、李珣出為桂管觀察使。士良屢譖弘逸等於上、勸上除之、
2	3月24日	乙未(24)、賜弘逸、季稜死、遣中使就潭、桂州誅嗣復及珣。
3		戶部尚書杜悰奔馬見李德裕曰、天子年少、新即位、茲事不宜手滑。
4	3月25日	丙申(25)、德裕與崔珙、崔郾、陳夷行三上奏、
5		又邀樞密使至中書、使入奏。以為、德宗疑劉晏動搖東宮而殺之、中外咸以為冤、兩河不臣者由茲恐懼、得以為辭。德宗後悔、錄其子孫。文宗疑宋申錫交通藩邸、竄謫至死。既而追悔、為之出涕。嗣復、珣等若有罪惡、乞更加重貶。必不可容、亦當先行訊鞠、俟罪狀著白、誅之未晚。今不謀於臣等、遽遣使誅之、人情莫不震駭。願開延英賜對。
6		至晡時(15~17時)、開延英、召德裕等入。
7		德裕等泣涕極言、陛下宜重慎此舉、毋致後悔。
8		上曰、朕不悔。三命之坐、
9		德裕等曰、臣等願陛下免二人於死、勿使既死而衆以為冤。今未奉聖旨、臣等不敢坐。
10		久之、上乃曰、特為卿等釋之。
11		德裕等躍下階舞蹈。上召升坐、
12		歎曰、朕嗣位之際、宰相何嘗比數。李珣、季稜志在陳王、(陳王、成美也。)嗣復、弘逸志在安王。(安王、溶也。)陳王猶是文宗遺意、安王則專附楊妃。(楊妃請立安王、故云然。)嗣復仍與妃書云、姑何不效則天臨朝。勸使安王得志、朕那復有今日。
13		德裕等曰、茲事曖昧、虛實難知。
14		上曰、楊妃嘗有疾、文宗聽其弟玄思入侍月餘、以此得通指意。朕細詢內人、情狀皎然、非虛也。
15		遂追還二使、(二使一往潭、一往桂。)更貶嗣復為潮州刺史、李珣為昭州刺史、裴夷直為驩州司戶。
	胡三省注	(考異曰…中略…獻替記曰、
①		會昌元年三月二十四日、偶假在宅、向晚聞有中使一人向東、一人向南、處置二故相及裴夷直。余遣人問鹽鐵崔相、度支杜尚書、京兆盧尹、皆言聞有使去、不知其故。
②		余遂草約奏狀。
③		二十五日早入中書、崔相珙續至、崔郾次至、陳相最後至、已巳時矣。
④		余令三相會食、自歸廳寫狀、請開延英賜對。
⑤		進狀後更無報答。
⑥		至午、又自寫第二狀封進、
⑦		兼請得樞密使、至中書問有此事無。
⑧		樞密使對曰、向者不敢言。相公既知、只是二人、嗣復、李珣。
⑨		德裕言、此事至重、陛下都不訪問、便遣使去、物情無不驚懼。請附德裕奏。聖旨若疑德裕情故、請先自遠貶、惟此一事不可更行。德裕等至夜不敢離中書、請早開延英賜對。
⑩		至申時、報開延英。
⑪		余邀得丞相、兩省官謂曰、上性剛、若有一人進狀伏問、必不捨矣。容德裕極力救解、繼以叩頭流血、德裕救不得、他人固不可矣。
⑫		及召入延英殿、德裕率三相公立當御榻奏事、嗚咽流涕云云。
⑬		上既捨之。
⑭		又令丞郎、兩省官宣示。
⑮		今從實錄、亦采獻替記。

『資治通鑑』卷二四六、会昌元年三月の条による () 内は原注

帝不許、德裕伏不起。帝曰、為公等赦之。德裕降拜升坐。帝曰、如令諫官論爭、雖千疏、我不赦。德裕重拜。因追還使者、嗣復等乃免。

とあり、諫官の上奏文に対する蔑如たる態度と、宰相の面子に対する配慮が窺える。そもそも武宗は、楊嗣復・李珣に対して彼なりに脅威と危機感を感じていた(表4-12・14)。また、宋申錫事件や賀蘭進興事件の故事により、諫官たちの活動をある程度想定していたのかも知れず、文書での諫言を無視することはさほどの難儀では無い。<sup>32)</sup>

それに対して宰相は南衙朝官勢力の頂点であり、彼らに対する一定の配慮は必要である。いわんや面談での諫争に持ち込まれたならば、一対複数の交渉となり、妥協に持ち込まれる可能性が高まる。もちろん、この際、宰相側には李徳裕の演じたパフォーマンスの如く、皇帝を説得する力量が要請される。<sup>33)</sup>

「3」枢密使の協力。李徳裕が上記「2」の如く強氣に出られたのは、枢密使楊欽義との関係が良好だったからである。表4にあるように、李徳裕は中書で枢密使と協議し、助力を求めている(⑦~⑨)。<sup>34)</sup> また、枢密使達も仇士良ら当権宦官に対する対抗意識があるならば、辣腕の宰相と組んで彼らに挑戦する企図を有していたとしてもおかしくない。すなわち北司首脳部の対抗関係が南衙に有利に作用したのである。

そこで想定されるのは、仮に枢密使が宰相に敵対的であったなら如何であろうか。実は、これに関して、次のような記録が存在する。

## (二) 杜惊事件

『資治通鑑』卷二五〇、懿宗、咸通二年(八六一)、二月の条には次のような「逸話」を掲載する。

① 一日、兩樞密使詣中書、宣徽使楊公慶繼至、獨揖惊受宣、(受宣、受宣命也。)三相起、避之西軒。(三相、畢誠、杜審權、蔣伸也。)② 公慶出斜封文書以授惊、發之、乃宣宗大漸時、請鄆王監國奏也。且曰、當時宰相無名者、當以反法處之。

③ 惊反復讀良久、曰、聖主登極、萬方欣戴。今日此文書、非臣下所宜窺。復封以授公慶、曰、主上欲罪宰相、當於延英面示聖旨、明行誅譴。

④ 公慶去。

⑤ 惊復與兩樞密坐、謂曰、内外之臣、事猶一體、宰相、樞密共參國政。今主上新踐阼、未熟萬機、資内外裨補、固當以仁愛為先、刑殺為後、豈得遽贊成殺宰相事。若主上習以性成、則中尉、樞密、權禁闈(時以兩中尉、兩樞密為四貴)、豈得不自憂乎(言殺宰相、則上手滑矣、中尉、樞密亦將及禍、豈得不自以為憂)、惊受恩六朝、所望致君堯舜、不欲朝廷以愛憎行法、

⑥ 兩樞密相顧默然、徐曰、當具以公言白至尊、非公重德、無人及此。慙悚而退。

⑦ 三相復來見惊、微請宣意、惊無言。三相惶怖、乞存家族、

⑧ 惊曰、勿為他慮。既而寂然、無復宣命。

⑨ 及延英開、上色甚悅。

最初に言明しなければならないのは、このエピソードは作り話であって実在しないとされることである。<sup>35)</sup>しかし、このような逸話が成立し『資治通鑑』が採用していることについて、当時の宰相肅清と延英殿に関わっている種の觀念が共有されていたのではないかと思われる。それを踏まえて当該資料を取って検討の対象とする。

概要は、枢密使兩人及び宣徽使が中書に赴き、懿宗皇帝擁立に与し

なかつた三宰相の肅清を宰相杜悰に示唆、杜悰の反論と説得で事なきを得る(①～⑨)というものであるが、楊嗣復・李珣事件を下敷きにして焼き直した感が否めない。ここで「主上、宰相を罪せんと欲せば、當に延英にて聖旨を面示し、明らかに誅譴を行うべし」(③)とあるのは、元載事件、宋申錫事件、楊嗣復・李珣事件を故事として踏まえた言辭である。すなわち宦官に対する抵抗の拠点としての「開延英殿」は象徴として確立していたと言えよう。

このような「物語」が成立していたのは、北司と南衙の対抗関係において蓄積されてきた故事が、拠るべき規範として朝廷に共有されていたことを表す。それに基づいて、禁中における皇帝及び北司の密室的政策決定を、非正常なものとして退け、「内外の臣」で皇帝を補弼する(⑤)という、甘露の変以降の状況に適合した統治観念が表出されているのである。<sup>36)</sup>

## おわりに

本論で述べたことをまとめると以下のようになる。

一、延英殿は禁中にありながら、外廷の臣僚と自在に会談できる殿宇であり、内廷と外廷の結末点であった。しかしながらそれを逆用して、皇帝が宰相を処罰する際、そこに出御し事態を指揮するという故事が、代宗の元載肅清に関わって成立した。

二、宋申錫疑獄事件において、文宗はやはり延英殿に出御して宰相の肅清に動いたが、北司反主流派(馬存亮)の助言に従い、事案を朝官の集議に付した。これによって、南衙官僚組織の司法担当者や諫官の抗議を招き、より穏健な結末に至った。この際、延英殿にて朝官の前に姿を現し、慎重に意見を聴取するという文宗個人

の政治手法が発揮された。

三、甘露の変では、文宗が北司によって禁中に拉致され、一時的に主権を失ったことにより、北司による一方的な朝官の殺戮という事態が出現した。

四、文宗は、甘露の変以降、朝政を正常化すべく、再び官僚達の面前に出て彼らの意見聴取を行う手法を復活させたが、これに呼応して司法官僚・諫官達が専権宦官仇士良の意図に挑戦したのが賀蘭進興事件である。

五、武宗を擁立した仇士良は、再び宰相経験者の誅殺をもくろんだが、宰相李德裕は枢密使の助力のもと、延英殿開催を請願し、宰相陣による武宗皇帝説得を成功させる。

六、二・五の成功事例は「開延英殿」が北司の横暴或いは皇帝の擅断に対する朝官側の抵抗手段として有効であったことを示し、そうした故事や朝官の意識が、懿宗朝の宰相杜悰に関わる逸話の創造に繋がった。

以上であるが、延英殿御前会議の制度は、皇帝と南衙朝官のコミュニケーションを保証する制度として確立しており、それが有する非時召対・請対制度により、皇帝が健在ならば、非常事態下でもある程度機能するといえよう。また、宦官勢力も決して一枚岩ではなく、南衙・北司が恒常的に敵対関係にあったという二項対立的把握は不適切である。唐代後半期、なかんずく甘露の変以降の政治史が、決して宦官勢力の覇権の下に置かれていたものではないことは確認できたであろう。

## 注

(1) 『唐王朝の宮城と御前会議』(晃洋書房、二〇〇六年)。

- (2) 白居易の「寄隱者」詩に、「云是右丞相、當國握樞務。祿厚食萬錢、恩深日三顧。昨日延英對、今日崖州去。由來君臣間、寵辱在朝暮。」とあり、永貞元年(八〇五)に宰相韋執誼が貶謫された様子を描写しているが(謝思焯氏『白居易詩集校注』巻一、諷諭一、中華書局、二〇〇六年)、当権宰相の急速な没落を「延英殿」と「崖州(嶺南道の貶謫地)」の対比のもとに詠っている。なお、以下の史料引用では原注を○表記、筆者注を□表記とする。
- (3) 陳寅恪氏『唐代政治史述論稿』(一九四三年初版、筆者が参照したのは、中華書局香港分局一九七四年版)。陳氏所説に対する諸論者の批判については、前掲注1拙著付論二(初出一九九九年)参照。
- (4) 横山裕男氏「甘露の変始末―唐代政治史の一齣―」(『長野大学紀要』五号、一九七五年)九一頁。
- (5) 事件の梗概については、前掲注4、横山氏論考参照。專論として史秀蓮氏「唐玄宗朝宋申錫案発微」(『唐都学刊』一五―三、一九九九年)、汴孝萱氏「唐宋申錫冤案研究」(『揚州大学学报(人文社会科学版)』五―三、二〇〇一年)などがある。玄宗朝と続く武宗朝の政治情勢については、黄日初氏『唐代玄宗武宗兩朝中枢政局探研』(齊魯書社、二〇一五年)、宦官及び神策軍の專論として黄楼氏『神策軍与中晚唐宦官政治』上・下冊(中華書局、二〇一九年)が近年の成果である。
- (6) 黄永年氏『唐史史料学』(上海書店出版社、二〇〇二年)に『冊府元龜』についての簡要な解説があり、特に宋申錫事件について『旧唐書』が採用しなかった「原始史料」が移録され、それは当該事件の審理檔案であるとされる(同書二六二頁)。表1のB-36、43が相当しよう。
- (7) 「入閣」の儀礼については、前掲注1拙著、第二部第三章(初出二〇〇三年)、及び拙稿「唐代入閣の儀と甘露の変」(『立命館文学』六六四号、二〇一九年)参照。
- (8) 『唐会要』巻一八、原廟裁制下、元和一四年(八一九)二月の太常丞王溥の上疏参照。
- (9) 前掲注7拙稿参照。
- (10) 両事件の梗概は『資治通鑑』巻二四三参照。黄日初氏は、敬宗の弑逆と文宗擁立(宝曆宮変)が、宦官が皇帝擁立権を確立した画期であるとされる。前掲注5論考参照。
- (11) 馬存亮は、穆宗朝に王守澄一派によって肅清された左神策軍中尉吐突承璀と同じく同軍に属して副使を務め、敬宗朝で吐突承璀の冤罪を訴えている(『新唐書』巻二〇七、宦官上、吐突承璀伝、馬存亮伝)ことから、王守

- 澄とは一線を画しており、それが背景にあったと思われる。左右神策軍の勢力関係については、李宇一氏「中唐期における左・右神策軍に関する一考察」(『関西大学東西学術研究所紀要』五一号、二〇一八年)及び前掲注5黄楼氏論考参照。
- (12) 内侍省の鞠獄及び詔獄については、室永芳三氏「唐代における詔獄の存在様態(上)(下)」(『長崎大学教育学部社会科学論叢』二六・二七、一九七七年・一九七八年)、「唐末内侍省における鞠獄の性格と機能について」(『長崎大学教育学部社会科学論叢』二八号、一九七九年)参照。
- (13) 『資治通鑑』巻三三九、元和十一年(八一六)三月庚午(四日)、『旧唐書』巻一五及び『新唐書』巻七、憲宗紀、『唐会要』巻三、皇后も同日)に、太后王氏(憲宗の母である順宗莊憲皇后王氏)、『旧唐書』巻五二、『新唐書』巻七七に立伝)が崩御しており、これによる国忌かと思われる。
- (14) 前掲注5、汴氏論考によると、牛僧孺は、かつて宋申錫を監察御史に抜擢した経歴があり、これが他の二相と違い、宋の弁護に踏み切った理由とする。
- (15) 唐代の集議については、渡辺信一郎『天空の玉座―中国古代帝国の朝政と儀礼―』(柏書房、一九九六年)第I章第一節参照。
- (16) 『旧唐書』巻二一八、元載伝に、  
大曆十二年[七七七]三月庚辰[二八]、仗下後、上御延英殿、命左金吾大將軍吳湊、収載、縉于政事堂、各留繫本所。并中書主事卓英倩、李待榮及載男仲武、季能並収禁。命吏部尚書劉晏、晏以載受任樹黨、布于天下、不敢專斷、請他官共事。敕御史大夫李涵、右散騎常侍蕭昕、兵部侍郎袁儻、礼部侍郎常袞、諫議大夫杜亞、同推求其狀。辯罪問端、皆出自禁中、仍遣中使詰以陰事。載、縉皆伏罪。是日、宦官左衛將軍、知内侍省事董秀、與載同惡、先載於禁中杖殺之。
- (17) 請対については、前掲注1拙著第一部第一章(初出一九九〇年)参照。この際の諫官の請対であるが、『旧唐書』巻一六五、崔玄亮伝によると、「延英に詣りて請対」(表1-75)とあり、或いは延英門において伏閣上疏した可能性がある。伏閣とは、徳宗朝以後見られる直諫の形式で、臣僚が門前に伏して皇帝に面会を求める示威的な諫争である。同書第一部第一章参照。二年)参照。
- (18) 文宗皇帝の政治姿勢については、前掲注1拙著第一部第五章(初出二〇〇二年)参照。
- (19) しかし、二月二十九日の浴室殿の議論に看取されるように、その危険性は内在していた。
- (20) 『資治通鑑』巻二四五、大和九年十一月条。

(21) 前掲注3拙稿参照。

(22) 前掲注1拙著第一部第五章(初出二〇〇二年)参照。

(23) 『新唐書』卷二〇七、仇士良伝に所載する、仇士良の致仕の際の発言は逆の意図を示している。

士良之老、中人舉送還第、謝曰、諸君善事天子、能聽老夫語乎。衆唯唯。士良曰、天子不可令閑暇、暇必觀書、見儒臣、則又納諫、智深慮遠、減玩好、省游幸、吾屬恩且薄而權輕矣。為諸君計、莫若殖財貨、盛鷹馬、日以毬獵聲色盡其心、極侈靡、使悅不知息、則必斥經術、闕外事、萬機在我、恩澤權力欲焉往哉。衆再拜。

(24) 藍田県の軍鎮など、長安城外の護軍中尉隸下の軍鎮について、近年の研究として、前掲注5黄樓氏論著下冊及び、李宇一氏「唐代「神策外鎮」再考」(『史泉』一三三三号、二〇二一年)がある。神策軍の治安維持については、室永芳三氏「唐都長安城の坊制と治安機構(下)」(九州大学東洋史論集)四卷、一九七五年)、陳璽氏「軍司審判権能対中晚唐司法的影響」(『社会科学輯刊』二〇〇九一五)参照。唐朝の仏教集会对する統制については、趙貞氏「『神龍散頒刑部格』所見「宿宵行道」考」(上海社会科学院歴史研究所、『史林』二〇一九一、二)参照。ちなみに、この事件で活躍する高元裕は、念仏結社の結成を志した仏教信者である。鎌田茂雄氏「中国仏教史」第六卷(東京大学出版会、一九九九年)一〇四頁参照。

(25) 宣和殿は大明宮の殿宇であるが、その所在位置は不明(『長安志』卷六、宮室四、唐上)。同殿は穆宗朝・敬宗朝の記録に出現するが、外戚・駙馬都尉・禁軍軍使・護軍中尉を宴会で接待したり(『冊府元龜』卷一一一、帝王部、宴享三・同書卷三〇三、外戚部、褒寵)、宮人の親族に食事を賜ったり(『旧唐書』卷一七上、敬宗紀、宝曆二年八月二十六日戊辰朔の条)、百戯を興行して宴会を行ったり(『旧唐書』卷一七上、敬宗紀、同年九月丁丑朔の条)など、外戚・内廷関係者や皇帝の個人的な娯楽に供された殿宇である。『金石萃編』卷一一三、王文幹墓誌には、

轉宣和殿使。載離寒暑、日往月來、每候變輿、晷刻無失。金石磨而不磷、璧玉琢而彌堅。

とあり、宦官である墓主が宣和殿使を務め、皇帝の出駕を出迎えた事が記されている。墓誌によると王文幹は憲宗即位時に入仕し、供奉官、梨園判官、鶏坊使、宣和殿使に任官し、その後、軍器監判官、左神策軍宴設使、同官鎮監軍、供奉官、裁接使を歴任し、開成五年(八四〇)に新羅使に任命されているので、少なくとも文宗朝初期以前に宣和殿使に任じていたと思われる。前掲注5黄樓氏論著下冊、五四九頁も参照。

(26) 『冊府元龜』卷一三二、帝王部、延賞二に、

「開成三年「八三八」四月、以鄧州南陽縣尉魏可則、為樸陽縣尉。時帝於閣内、召起居舍人魏蕃對、問文貞之疇績、因訪其族裔。故有是命。」とあり、また、『資治通鑑』卷二四六、開成三年正月の条参照。

(27) 神策軍の將吏の遷官が北司の擅断から、皇帝に上奏後、宰相府で検勘するようになったのは、開成三年(八三八)九月のことである(『資治通鑑』卷二四六)。前掲注1、拙著第一部第五章及び湯承業氏「李德裕研究」(台湾学生書局、一九七四年)四九七〜四九八頁参照。また、甘露の変以後の朝廷の動向については、兼平雅子氏「甘露の変直後の「反宦官」動向について」『大学院年報』(立正大学)三三三、二〇一六年参照。

(28) 『文武両朝献替記』については、鈴木正弘氏「李德裕撰「文武両朝献替記」について」(『史正』二三三三号、一九九四年)、傅璇琮氏「李德裕年譜」(中華書局、二〇一三年刊行版)五四一頁参照。当該史料を含む「楊嗣復・李瑋事件」の史料論的考察は、渡邊孝氏「高漸墓誌」「令狐梅墓誌」と牛李党争」(『古代文化』五〇一八、一九九八年)に詳細に論じられており、まづよるべき研究である。黄樓氏前掲注5論著は、劉・薛二枢密使が誅殺されたのは、前年開成五年(八四〇)の出来事とする(同書一九九頁)。

(29) 傅璇琮・周建國氏「李德裕文集校箋」(河北教育出版社、二〇〇〇年)卷一二、「論救楊嗣復李瑋裴夷直(三状)」参照。

(30) 北宋の王曾「王文正公筆録」は、宰相の上殿奏事の際、唐・五代では皇帝御前で着座し、「坐して道を論じる」という古の伝統を体現していたのに対して、宋初からそうした美風が廃れたと論じている(前掲注1、拙著、総括参照)。唐と宋の視朝の場における宰相着座の問題は、両朝における聴政のあり方と宰相の地位の相違を象徴するかの如くである。ちなみに『五代会要』卷六、開延英儀によると、宰相達が着座するのは奏事終了後とされており、着座が奏事の前提とされている当該事件のやりとり(表4.8.11)とは隔たりがある。宰相の御前着座は唐・五代・北宋にわたり変容していった可能性がある。北宋の奏対制度全般については、王化雨氏「面聖——宋代奏対活動研究」(生活・読書・新知 三聯書店、二〇一九年)が包括的かつ鋭利な研究をなされている。

また、本稿の梗概を、二〇二〇年に学会報告した際、京都大学総合人間学部辻正博教授から「玉座に座る皇帝の視線の高さ」に注意を払うべきとのアドバイスをいただいた。李德裕達に着座を命じる武宗皇帝の態度は、宰相着座の慣例を重視したものであるのか。或いは、殿上で起立する宰相達が、玉座に座る武宗皇帝に威圧感を与えたのかも知れない。貴重な

助言を賜った辻教授に感謝申し上げたい。

(31) 前掲注28、渡邊孝氏論考参照。

(32) 前掲注17で述べたように、諫官達の諫争については、通常の上奏の他に、延英門や東上閣門で示威的に行う「伏閣上訴」が徳宗朝以来行われていたが、これも次第に神通力を失い、傾聴するか否かは最終的には皇帝の任意であった。前掲注1、拙著第一部第四章（初出一九九四年）参照。

(33) もっとも『献替記』は李徳裕自身の著作であり、彼の活躍ぶりは割り引く必要がある。前掲注28、渡邊氏論考参照。

(34) 楊欽義と李徳裕の關係は、前掲注3陳寅恪氏論考を始め、多くの研究者が指摘しており（渡邊孝氏「牛李の党争研究の現状と展望—牛李唐宋研究序説—」『史境』二九号、一九九四年参照）、渡邊氏前掲注28論考は、李徳裕は宦官勢力に対して「緩急自在の術数を駆使した如くである」と評している。

(35) 本文で引用した『資治通鑑』卷二五〇の記事の胡注には、

意此亦是據杜悰家傳書之、其辭旨抑揚容有過其實者。洪邁隨筆曰、按懿宗即位之日、宰相四人、曰令狐綯、曰蕭鄴、曰夏侯孜、曰蔣伸。至是惟有伸在、三人者罷去矣。誠及審權、乃懿宗自用者、無有斯事、蓋野史之妄。溫公以唐事、屬之范祖禹。其審取可謂詳盡、尚如此。信乎修史之難哉。考異曰、新傳云、宣宗大漸、樞密使王歸長等矯詔迎鄆王立之。懿宗即位、欲罪大臣、惊解之。按立鄆王者王宗實。新傳云歸長、誤也。今從補國史。

とあり、『資治通鑑』の史料採択を批判している。文中の「洪邁隨筆」は、

洪邁『容齋隨筆』卷六、杜悰の条である。凌郁之氏『容齋隨筆箋證』上（中華書局、二〇一二年）は、本条の箋において、王緯『大事記統編』卷六七や趙紹祖『新旧唐書互證』卷一七などで提示されている「あながち荒唐無稽とはいえない」との見解を紹介されている。これについては、後考に待ちたい。

(36)

前掲注5黄日初氏論考は、本文で引用された「内外の臣」という称謂に象徴される、樞密使等北司と宰相で皇帝を補弼する中枢体制を「内外共議」体制と称し、弾力性のあるチェックアンドバランスの機能が明確化かつ制度化されたものとし、政治中枢内部の摩擦と衝突を減少させ、唐王朝の危機を和らげる役割を果たしたとする（同書三六五頁）。宦官勢力の制度化に対して、必ずしも否定的ではない見解である。なお、同じく前掲注5、黄楼氏論考は、宣宗朝に宦官勢力が「一体化」したと同時に、外朝では牛党が勝利したことをもって、「内外大臣共治天下」の新局面が出現したとする（同書上冊三三三頁）。こちらは、宦官勢力の結束を重視する点において、前掲注3陳寅恪氏の所論を踏まえている。

本稿は、二〇二〇年十二月二六日に、六朝史研究会において、同名の題目で口頭発表した内容の一部である。席上、貴重なアドバイスをいただいた諸先生方に感謝を申し上げます。

（本学文学部教授）

